

福岡県公報

令和元年10月11日
第 46 号

目次

告 示 (第350号 - 第355号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	3
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○地域森林計画の案の縦覧	(農山漁村振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	6
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課)	7

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8

人事委員会

○福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(女性)・警察官C)採用試験の施行(平成31年2月福岡県公報第4069号公告)により公示した福岡県警察官採用試験の試験日程及び合格発表日の変更	(人事委員会事務局任用課)	9
--	---------------	---

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	10
------------------	----------------	----

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部交通企画課)	14
--------------------	-------------	----

再 掲

○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等	(福祉総務課)	14
-------------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	行 橋 線 添 田	前	田川郡赤村大字赤4548番3先から 田川郡大任町大字大行事3009番1先まで	6.8 ～ 48.0	1,743.3
			後	田川郡赤村大字赤4548番3先から 田川郡大任町大字大行事3009番1先まで	6.8 ～ 48.0	1,743.3
			後	田川郡赤村大字赤4548番3先から 田川郡大任町大字大行事3009番1先まで	9.2 ～ 43.0	1,316.0

福岡県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕居271	さくら歯科	糟屋郡新宮町大字下府1-2-1	R1・8・7	居管・予居管
宰居104	タカラ薬局 向佐野	太宰府市大字向佐野44-7	H30・7・1	居管・予居管
嘉鞍居30	メイト薬局	鞍手郡鞍手町大字新北1663-1	R1・8・1	居管・予居管

宰居105	訪問看護ステーション あいてらす太宰府	太宰府市朱雀一丁目1-13 gru 3-G	R1・9・3	訪看・予訪看
-------	---------------------	-----------------------	--------	--------

福岡県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大介業136	みいけ調剤薬局	大牟田市大字三池平の下558-10	R1・7・31
飯介業119	スギョウ薬局	飯塚市川津字苅町371-1	R1・7・31
行居123	榎屋相談薬舗訪問看護ステーション	行橋市行事四丁目19番7号	R1・9・30
福居11	那珂川町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事務所	那珂川市西隈一丁目1-2	H26・3・31

福岡県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介薬 150	くぬぎ薬局	大牟田市大字今山 2343 - 1	大牟田市大字歴木 4 - 175	H 28・3・1
小居52	ひばり訪問看護ステーション	小郡市小郡 504 番地 38	小郡市祇園二丁目 1 - 17	R 1・8・20
田川居 233	訪問看護リヴ	田川郡福智町赤池 628	田川郡福智町赤池 1017 - 206	R 1・8・1

福岡県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	飯 塚 福 間 線	前	宮若市沼口865番先から 宮若市沼口867番1先まで	10.4 ～ 19.2	91.1
			後	宮若市沼口865番先から 宮若市沼口867番1先まで	12.4 ～ 22.7	

福岡県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の3（次の図に示す部分に限る。）、1222の5、1222の6
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市前原駅南一丁目678番5から678番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区浦田一丁目28番68号
株式会社福岡技建工業
代表取締役 迫野 譲二

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
古賀市玄望園土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年2月2日から令和3年3月31日まで
- 3 施行地区
古賀市筵内字且ノ原、字湯釜、字田倉及び字辰ヶ元の各一部
- 4 事務所の所在地
古賀市筵内1012番地
- 5 設立認可の年月日
平成30年1月22日
- 6 変更認可の年月日
令和元年9月30日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（米ヶ谷地区）	平成31年2月12日
農業用ため池整備事業（池の迫地区）	平成30年3月30日
農業用ため池整備事業（花木地区）	平成31年3月31日
農業用ため池整備事業（寺前地区）	平成30年3月30日
農業用ため池整備事業（楢原(3)地区）	平成29年10月18日
農業用排水施設整備事業（御清水地区）	平成31年1月31日
農業用排水施設整備事業（筑後北部第2地区）	平成31年2月13日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス上津バイパス店
 - (2) 所在地 久留米市藤光一丁目50-1外5筆、藤光一丁目55外1筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等
特になし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両の走行及び荷さばき作業については、作業員及び業者に対して、騒音防止の徹底に努めること。
室外機や排気口等は、住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等から苦情の申し立てがあった場合には、適切に対応すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項等
特になし
 - (4) 街並みづくり等への配慮等
特になし
 - (5) その他
不要となった既存の乗入口がある場合は、通常の歩道部と同じ形状に原形復旧をお願いしたい。また市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ事前に相談の上、詳細図

等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。
他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市田久五丁目420番1、421番1から421番27まで、422番2、817番2、818番1及び818番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市曲1592番地1
Bio green株式会社
代表取締役 宮崎 昌也

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称
福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）
- 2 縦覧場所
福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑

紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役所、福津市役所、糸島市役所、那珂川市役所、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

3 縦覧期間

令和元年10月11日から同年11月11日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和元年9月26日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 あんくるふじや久留米店
 - (2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 玉木 浩
(変更後) 代表取締役 秋澤 壮一
- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社西鉄ストア
代表取締役 玉木 浩
筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
他2社

株式会社西鉄ストア
代表取締役 秋澤 壮一
筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
他2社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年9月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 あんくるふじや久留米店

(2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	144台	137台
駐車場No.2		7台
合計	144台	144台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
A棟南側	21台	9台

A棟西側		29台
B棟南側	21台	4台
合計	42台	42台

4 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	3箇所	3箇所
駐車場No.2		2箇所
合計	3箇所	5箇所

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 福岡終活・相続支援センターみらいあん	福岡市中央区大名二丁目 4番38号6F	福岡市中央区大名二丁目 4番38号6F	令和元年9月 4日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 介護賃貸住宅エヌピ ーオーセンター	福岡市中央区黒門8番2 号	福岡市中央区黒門8番2 号	令和元年9月 5日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

給付される金銭の額を算定するための基礎となるべき金額、算定方法等を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年9月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	実 施 期 間
みやま市内	令和元年8月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、飯塚市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市	令和元年8月16日から 令和2年3月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

1級基準点測量（4点）

3級基準点測量（6点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	令和元年8月9日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市	令和元年10月10日から 令和2年3月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

カラー数値撮影、標定点の設置、数値地形図データ更新

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後川水系支川巨瀬川	令和元年9月11日から 令和2年2月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

航空写真撮影（写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡篠栗町	令和元年9月10日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
固定資産（写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市	令和元年9月10日から 令和2年3月31日まで

変更前						変更後					
回数	試験の種類	試験日		合格発表		回数	試験の種類	試験日		合格発表	
				第1次	発表日					第1次	発表日
第188回	警察官A（男性）	第1次	9月22日	第1次	11月上旬	第188回	警察官A（男性）	第1次	10月20日	第1次	11月下旬
			10月上旬～10月下旬						11月上旬～11月下旬		
	第2次	11月中旬～11月下旬	最終	12月下旬	第2次		12月中旬～12月下旬	最終	1月中旬		
	警察官A（女性）	第1次	9月22日	第1次	11月上旬		警察官A（女性）	第1次	10月20日	第1次	11月下旬
			10月上旬～10月下旬						11月上旬～11月下旬		
	第2次	11月中旬～11月下旬	最終	12月下旬	第2次		12月中旬～12月下旬	最終	1月中旬		
警察官A（武道指導）	第1次	9月22日	第1次	11月上旬	警察官A（武道指導）	第1次	10月20日	第1次	11月下旬		
		11月中旬～11月下旬					12月中旬～12月下旬			最終	1月中旬
第2次	11月中旬～11月下旬	最終	12月下旬	第2次	12月中旬～12月下旬	最終	1月中旬				
第189回	警察官B（男性）	第1次	9月22日	第1次	11月上旬	第189回	警察官B（男性）	第1次	10月20日	第1次	11月下旬
			10月上旬～10月下旬						11月上旬～11月下旬		
	第2次	11月中旬～11月下旬	最終	12月下旬	第2次		12月中旬～12月下旬	最終	1月中旬		
	警察官B（女性）	第1次	9月22日	第1次	11月上旬		警察官B（女性）	第1次	10月20日	第1次	11月下旬
			10月上旬～10月下旬						11月上旬～11月下旬		
	第2次	11月中旬～11月下旬	最終	12月下旬	第2次		12月中旬～12月下旬	最終	1月中旬		

詳細については、福岡県警察本部採用センターに問い合わせること。

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験の施行（平成31年2月19日福岡県公報第4069号公告）により公告した福岡県警察官採用試験の試験日程及び合格発表日を次のように変更する。

令和元年10月11日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

監査委員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 行経第750号
令和元年9月4日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 行正 實 殿
同 岩崎 勇 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日付30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 東福岡 県税事務所	個人事業税において、徴収金額が不足していた。	不足分の税額は、平成31年2月に徴収した。 再発防止のため、課税資料に税率の異なる複数の事業を行っている個人事業者であることを明記するとともに、算定過程の事績を添付することとした。 また、会議や研修において、各県税事務所に周知徹底を図った。
総務部 消防学校	施設の改修において、支出科目を誤っていた。	担当者をはじめ関係職員の認識不足により、誤った支出科目で施設改修を行った。 再発防止のため、会計事務に携わる職員は、財務会計事務研修会等に必ず出席し、正しい知識の習得に努めることとした。 また、事務処理過程において、支出科目等に疑問が生じた場合は、会計管理局及び財産活用課等の制度所管課への確認を徹底することとした。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総 務 部	個人事業税において、徴収金額が不足していた。	不足分の税額は、平成31年2月に徴収した。 再発防止のため、課税資料に税率の異なる複数の事業を行っている個人事業者であることを明記するとともに、算定過程の事績を添付することとした。 また、会議や研修において、各県税事務所に周知徹底を図った。

1 総政第589号
令和元年7月19日

福岡県監査委員

藤山 泰三 殿
行正 晴實 殿
岩崎 裕男 殿
長 裕海 殿

福岡県知事 小川 洋 印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日付30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部 東京事務所	契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。	当該徴収金の収入科目を「庁舎等維持負担金」から「雑入」に改めた。 また、再発防止を図るため、担当者及びその上司は、規則や通知等関係資料を確認するとともに、財務会計に関する研修を受講することで、財務会計事務に係る知識の向上に努めることとした。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第231号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和元年10月11日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和元年10月2日から同年10月31日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第325号の2

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第5条第1項の規定に基づき、救助の程度、方法及び期間を次のように定め、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）と、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、

高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。

- (ホ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに 加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～ 3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり595,000円以内とする。

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）

）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
- ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げ

る場合とする。

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。